

電 力 受 給 契 約 書 （ 案 ）

令和○年○○月○○日

大 分 県

○ ○ ○ ○

電 力 受 給 契 約 書

大分県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、北川発電所など5水力発電所で発電する電気の売電について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、本契約書及び別に定める運用申合書（以下「申合書」という。）のほか、仕様書、その他の関係図書（以下「仕様書等」という。）及び乙が公募型プロポーザルにおいて提出した提案書（以下「提案書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

（売電期間）

第3条 本契約の売電期間は、令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日24時までとする。

（供給電力等）

第4条 甲は、所有する次の発電所の発生電力から、発電所の所内消費電力等を除く全ての電力（以下「供給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

発 電 所 名	所 在 地	発電方式	最大出力（kW）
北川発電所	宮崎県延岡市北川町川内名	ダム水路式	25,100
桑原発電所	大分県佐伯市宇目大字南田原	ダム水路式	2,800
耶馬溪発電所	大分県中津市耶馬溪町大字大島	ダム式	1,700
芹川第一発電所	大分県由布市庄内町五ヶ瀬	ダム水路式	11,000 ※ ¹
芹川第二発電所	大分県由布市庄内町竜原	ダム水路式	10,400 ※ ¹

※¹ 芹川第一発電所及び芹川第二発電所は、大規模改良事業により令和10年度からF I Tで売却する見込みであり、令和10年3月末日までの試運転期間中は、F I T対象外として売却する。

(受給地点最大電力)

第5条 受給地点最大電力は、次のとおりとする。

水 系	受 給 地 点	受給地点 最大出力(kW)	供給発電所別最大出力(kW)	
北川水系	北川発電所	29,200	北川発電所	25,100
			桑原発電所	2,800
			下赤発電所 ^{※2}	1,700
山国川水系	耶馬溪発電所	1,700	耶馬溪発電所	1,700
大分川水系	篠原発電所 ^{※3}	23,820	芹川第一発電所	11,000
			芹川第二発電所	10,400
			芹川第三発電所 ^{※2}	2,400

※2 本契約の対象外発電所。

※3 九州電力株式会社篠原発電所構内となる。

(受給地点、電気方式等)

第6条 電力の受給地点、電気方式等は、次のとおりとする。

受 給 地 点	所 在 地	電気方式	周波数	電圧	力率
北川発電所	宮崎県延岡市北川町川内名 字椎葉山9195番地	交流3相 3線式	60Hz	66,000V	85%
耶馬溪発電所	大分県中津市耶馬溪町大字大島 字ウド山2248番地の1地先	交流3相 3線式	60Hz	6,600V	90%
篠原発電所 ^{※3}	大分県由布市挾間町 篠原460番地	交流3相 3線式	60Hz	66,000V	85%

※3 九州電力株式会社篠原発電所構内となる。

(送電時間)

第7条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、対象発電所の点検又は手入れを要する場合、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

(予定売電電力量)

第8条 甲から乙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

発 電 所 名	予定売電電力量 (kWh)	
	令和8年度	令和9年度
北川発電所	61,730,000	61,730,000
桑原発電所	3,540,000	0
耶馬溪発電所	3,830,000	3,490,000
芹川第一発電所	0	75,000
芹川第二発電所	0	70,000
合 計	69,100,000	65,365,000
平 均	67,232,500	

- 2 甲から乙に供給する電力量（以下「供給電力量」という。）が、予定売電電力量に比べて増減が生じた場合においても、乙はその全量の供給を受けるものとする。なお、甲は、供給電力量が予定売電電力量に満たない若しくは予定売電電力量に対し多いことに関して何らの責任を負わないものとする。

(供給電力量の計量及び検針)

第9条 供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

- 2 電力量計の検針は、原則として毎月末日24時に行うものとし、その方法は、一般送配電事業者、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。
- 4 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により受給電力量を計量することができない場合の受給電力量については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記録)

第10条 甲及び乙は、供給電力量について必要な事項を明確に記録するものとする。

- 2 前項に定める記録について必要があるときは、甲及び乙は、いつでもその提示を求めることができるものとする。

(電力量料金)

【従量制の場合】

第11条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、第9条に定める方法により計量された毎月の供給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を加えて得た金額とする。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切捨てとする。

電力量料金単価 (1kWhにつき)	〇〇. 〇〇 円 (消費税等相当額を含まない。)
----------------------	-----------------------------

【二部料金制の場合】

第11条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、第2号に定める基本料金の月額に、第9条に定める方法により計量された供給電力量に第3号に定める従量料金単価を乗じて得た金額を加算した金額に、消費税等相当額を加えて得た金額とする。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切捨てとする。

(1) 電力量料金単価

電力量料金単価 (1kWhにつき)	〇〇. 〇〇 円 (消費税等相当額を含まない。)
----------------------	-----------------------------

(2) 基本料金

基本料金の月額は、第8条第1項に示した平均予定売電電力量に前号の電力量料金単価を乗じて得た金額から、第8条第1項に示した平均予定売電電力量に次号に定める従量料金単価を乗じて得た金額を差し引いた金額の12分の1の金額とし、端数については3月の月額料金に加算した金額とする。なお、3月の月額料金に1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた金額とする。

基 本 料 金 (月 額)	4月～2月	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税等相当額を含まない。)
	3月	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税等相当額を含まない。)

(3) 従量料金単価

従量料金単価は、電力量料金単価に100分の〇【提案書の従量料金割合】を乗じた金額とする。なお、1銭未満の端数金額があるときは、これを四捨五入した金額とする。

従量料金単価 (1kWhにつき)	〇〇. 〇〇 円 (消費税等相当額を含まない。)
---------------------	-----------------------------

(電力量料金の支払い)

第12条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の料金を算定の上、必要な事項をお互いに確認するものとする。

2 甲は、前条の電力量料金を検針日の翌月〇〇日（以下「請求期日」という。）までに乙に請求し、乙は、同月の〇〇日（以下「支払期日」という。）までに支払うものとする。なお、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から〇〇日を経過した日を支払期日とする。ただし、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。

3 乙の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払が遅れた場合には、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に従い計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(契約保証金)

第13条 乙は甲に対して、第8条第1項に示した合計予定売電電力量に第11条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、甲が乙に対し、契約保証金の支払いを免除した場合は、この限りではない。

2 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲は契約保証金の全額を乙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、甲が充当した金額と同額を乙は契約保証金として支払わなければならない。

3 乙が契約保証金を納付した場合において、乙が本契約上の義務をすべて履行したことを甲が確認し、かつ、本契約が満了したときは、乙の請求により、納付された契約保証金（ただし、前項に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金として支払った額を除く。）を控除した額）を乙に無利息で還付するものとする。

(運用申合書)

第14条 甲及び乙は、電気の売電に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合書を双方協議して売電期間までに作成するものとする。

2 甲又は乙は、申合書の変更を行う必要がある場合、甲乙協議の上、その内容を変更することができる。

(発電計画)

第15条 甲は、発電計画等の電力受給上必要な事項を、申合書の規定に基づき、乙に通知するものとする。

2 通知内容、期限及び計画変更時の対応については、申合書に定めたとおりとする。

(託送供給等の契約)

第16条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

(発電バランシンググループへの加入等)

第17条 甲は、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、全て乙の責任において行うものとする。

(環境価値の取扱い)

第18条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第11条に規定する電力量料金に含まれるものとする。

2 環境価値に係る認定申請等に必要となる手続き及び費用の負担は、全て乙が行うこととする。

3 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21 年法律第72 号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(容量市場の取り扱い)

第19条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得られる収入については、第11条に規定する電力量料金による収入との精算を行わないものとする。

2 電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は運用や業務への協力を行うものとする。

3 乙の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、甲が電力広域的運営推進機関より経済的ペナルティが科された場合、その費用は乙が負担するものとする。但し、その費用の算定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(系統連系受電契約)

第20条 乙は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。

2 甲は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は当該契約の締結または変更について、乙に対して申し出るものとする。

3 乙は、甲が系統連系受電契約の変更を乙に申し出た場合、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出るものとする。

4 一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、乙は、甲の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。

(系統連系受電サービス料金の取扱い)

第21条 乙は、甲が所有する対象発電所に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を負担し、発電側課金相当額として第11条に規定する電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項に定める金額には、消費税等相当額を含むものとする。

3 発電側課金に関する制度等に改正があった場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の効力)

第22条 第2条の規定にかかわらず、本契約の条項中、主務官庁の許可、認可又は承認を必要とする事項については、その許可、認可又は承認を受けたときから、その効力を生

ずるものとする。

(契約の変更)

第23条 天災地変その他予測しない事態発生のため、供給電力が著しく減少し若しくは供給不能となった場合、又は経済情勢の変動その他の事由により契約内容を継続することが適当でないと認めたときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 甲又は乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(甲の契約解除)

第25条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 契約期間において、乙が電力供給できないことが明らかに認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、乙が電力供給する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (6) 本契約を履行するために乙が取扱う個人情報及び機密情報について、乙の責に帰すべき理由による情報の漏えい等があったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として、第8条第1項に示した合計予定売電電力量に第11条に定める電力量料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わ

なければならない。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、前項の違約金のほか、甲に生じた損害を賠償しなければならない。甲は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって損害金に充当することができるものとする。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

(乙の契約解除)

第26条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(契約解除の通知)

第27条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(提案書)

第28条 提案書に記載の内容については、甲と乙が協議のうえ詳細を決定し、乙はその内容について実施計画書を作成し、売電期間の〇〇日前までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は、提案書に記載の内容のうち、乙が履行してはならない内容を示すことができる。この場合において、乙は、当該内容を履行してはならない。
- 3 乙は、提案書に記載の内容の実施状況が確認できる資料を年2回甲に提出するものとし、提出期限は上半期分9月末、下半期分3月末とする。ただし、甲から簡易な報告の求めがあった場合は、その都度報告するものとする。

(費用の負担)

第29条 この契約の締結及び履行に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第30条 甲及び乙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又はこの契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(管轄裁判所)

第31条 この契約に関して生じた甲及び乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第32条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 大分県

公営企業管理者企業局長 渡 辺 淳 一

乙 ○○○○